

よくある質問と回答

支援全体

Q. 年度途中で所属部局が変更になりますが、引き続き支援してもらえますか？

A. 学内異動であれば可能です。ただし経費の振替等を行う必要があるため、異動が確定した時点で総務企画部総務課までお知らせください。

Q. 非常勤も対象ですか？

A. ベビーシッター利用料等補助については、非常勤職員であるポスドクや学生も対象としています。詳しくは公募要領をご確認ください。

Q. 男性教員が対象のプログラムはありますか？

A. 育児や介護と研究の両立を目的としたプログラム（研究支援要員、ベビーシッター利用料等補助）については、男性教員も対象です。

Q. 次年度の支援事業はいつから募集開始ですか？

A. 平成 29 年 1 月下旬に募集予定です。募集を開始しましたら 各部局にご案内するとともに、男女共同参画委員会HPにも掲載いたします。

Q. 男女共同参画・女性研究者支援事業で採択された研究費とほかの経費を併用することは可能ですか？

A. 併用する予定の経費側で問題がなければ可能です。なお、本事業は総長裁量経費によって運営しています。

1. 研究支援要員

Q. 研究支援要員として学生を雇うことは可能ですか？

A. 学生を研究支援要員として雇うことはできません。授業料を支払って、指導を受ける学生と、研究の支援を行って給与を得る研究支援要員の立場が混在し、明確に区別することが困難なため、学生を研究支援要員として雇うことは認めていません。

Q. 文系の教員も対象ですか？

A. はい、対象です。本制度の対象は、文系・理系の区分ではなく、実験や機材の関係で時間、場所が拘束されやすく、研究者が子育てに専念している間も、研究支援要員の

配置によって研究の継続が可能な分野を想定しています。

Q. 産休・育休中でも利用できますか？

A. できます。ただし、実際に休業中どのように研究支援要員に指示を出すかよく確認の上、ご応募ください。

Q. 研究支援要員として雇っている方が科研費に応募することは可能ですか？

A. 可能です。ただし、この制度は採択者の研究補助としての勤務に係る人件費を補助しているため、支援要員が自ら研究を行う等、想定以外の活動を行う場合には、人件費を別途措置し、エフォート管理等で調整をしてください。

(B型)

Q. 採択者が研究支援要員を選ぶことは可能ですか？

A. B型では研究支援要員を選ぶことはできません。総務企画部総務課で雇用し、各支援者へ派遣する形となるため、ご自身で研究支援要員を採用したい場合には、「研究支援要員A型」をご利用ください。

2. ベビーシッター利用料等補助制度

Q. 延長保育や一時保育にも使えますか？

A. 使えます。ただし、学内の保育園（川内けやき保育園、星の子保育園、星の子ルーム）での利用は対象外となりますのでご注意ください。

Q. 子供が二人います。二人分申請できますか？

~~A. できません。本制度は一世帯につき一回の申請となります。~~

平成28年度第2回申請分より、対象となる子1人あたり上限5万円で申し込みできるようになりました。ただし、予算状況により減額になる場合があります。

Q. 子供を保育園ではなく幼稚園に預けたい。幼稚園閉園後の預かり保育についても補助の対象となりますか？

A. 保育園に預けているご家庭との公平性を保つため、一般的に保育園が開園している時間帯の預かり保育については本制度の対象外としています。

例) 8:00~14:00に開園している幼稚園に通う場合

- ・ 7:00~8:00の預かり保育・・・対象
- ・ 14:00~19:00の預かり保育・・・対象外
- ・ 19:00~20:00の預かり保育・・・対象

※原則学内保育園である川内けやき保育園の開園時間を基準としています。

3. リーダー研究支援要員

Q. 採択者が研究支援要員を選ぶことは可能ですか？

A. リーダー研究支援要員制度では研究支援要員を選ぶことはできません。総務企画部総務課で雇用し、各支援者へ派遣する形となるため、ご自身で研究支援要員を採用したい場合には、「研究支援要員（A型）」制度をご利用ください。

Q. 社会貢献を維持・促進するために、この制度を利用できるようになったのはなぜですか？

A. 全国的な男女共同参画推進に関する取組の影響で、女性研究者が国や地方自治体等の審議会や学会等の要職に就く機会が増えています。女性研究者は元々数が少ないこともあり、一人ひとりにかかる負担が大きくなっており、本来の研究時間を確保するためこのような制度を作りました。

4. スタートアップ研究費

Q. なぜ助手は対象ではないのですか？

A. 文部科学省では、「助教は自ら教育研究を行うことを主たる職務とする」「助手は教育研究の補助を主たる職務とする」と定めています。本制度は女性研究者のリーダー育成を目的としており、自ら研究を行うことを主たる職務としている助教以上を対象としています。

5. 研究スキルアップ経費

Q. 雇用されている財源が、運営費より外部資金の方が多いのですが応募できますか？

A. できます。複数の財源により雇用され、そのうち1割でも運営費で雇用されている場合は対象となります。

Q. 学会の年会費にも使えますか？

A. 原則使うことはできません。

Q. なぜ助手は対象ではないのですか？

A. 文部科学省では、「助教は自ら教育研究を行うことを主たる職務とする」「助手は教育研究の補助を主たる職務とする」と定めています。本制度は女性研究者のリーダー育成を目的としており、研究を主たる職務としている助教以上を対象としています。

Q. 外部資金での雇用を対象外にするのはなぜですか？

A. 外部資金で雇用されている方は、原則当該外部資金のプロジェクトに専念することが求められているため、総長裁量経費を財源とする本経費の対象とはしていません。なお、雇用されている外部資金側のルールによって、本経費での研究活動も認められている（専念義務がない）等の場合には別途ご相談ください。

6. サイエンス・エンジェル

Q. 留学生でも応募できますか？

A. できます。ただし出張セミナー等では、日本語で対応することが多いため、この点を勘案の上、ご応募ください。

7. 仙台Iゾンタクラブ東北大学大学院女子学生海外渡航支援

Q. 学会に参加後、調査を行うため現地に残りたい。その場合支援してもらえますか？

A. 学会までの出張費の支援はできますが、調査後の出張費は支援できません。